

## 大分市子どもの居場所づくりネットワーク実施要領

### (設置)

第1条 民間を主体とした食事の提供と学習支援等を行う子どもの居場所を継続した取組として、さらに広げていくため、市内の子ども食堂等を実施する団体間の交流や情報共有、子どもの居場所づくりに関する情報提供などの支援を通じて、地域の力を活かし、学習支援を含めた子どもの居場所づくりを進めていくことを目的として大分市子どもの居場所づくりネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子どもの居場所 子どもを参加者として設定し、原則無料又は低額で食事の提供をするとともに、学習支援や生活支援を行う子ども食堂等のことをいう。
- (2) 子どもの居場所づくり 子どもの居場所に関する取組をいう。
- (3) 食事の提供 活動場所で食材を調理し、料理を提供することをいう。
- (4) 学習支援 学習の場を提供し、子どもの自主学習の支援、助言等を行うことをいう。
- (5) 生活支援 遊びや様々な体験活動などを通じて生活習慣を身につけることができ、子どもが安心して過ごせる環境を確保することをいう。

### (会員)

第3条 ネットワークは、ネットワークの趣旨に賛同した大分市内で子ども食堂等の活動を行っている団体を会員として構成する。

(取組内容)

第4条 ネットワークは、次の事項について取り組むこととする。

- (1) 子どもの居場所づくりへの理解を深め、会員相互の交流を図る中で、子ども食堂等の広がりを目指す。
- (2) 子どもやその保護者の困りごとや課題の把握に努め、必要な場合には関係機関に繋ぎ必要な支援に結びつける。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的の達成に必要な活動を行う。

(入会の届出)

第5条 ネットワークに入会しようとする者は、入会申込書を市長に提出しなければならない。

(退会の届出)

第6条 ネットワークを退会しようとする者は、退会届書を市長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第7条 入会時に提出した入会申込書の内容に変更が生じた場合は、登録変更届書を市長に提出しなければならない。

(事務局)

第8条 大分市子どもすこやか部子ども企画課にネットワークの事務局を置く。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。